

経費支出手続の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																																										
消費生活センター	<p>大阪府消費者行政推進事業業務委託のうち、(1)高校生による高校生への消費者教育(活動に係る経費支援)及び(2)消費者教育教材活用推進(モデル事業実施に係る経費支援)については、それぞれ下記1のとおり契約単価を上限とする実費を支払うことになっていたが、下記2のとおり不備があった。</p> <p>1 契約単価(消費税及び地方消費税は別途加算) (1) 高校生による高校生への消費者教育(活動に係る経費支援) 100,000円/回(ただし、100,000円を上限とする実費弁償) (2) 消費者教育教材活用推進(モデル事業実施に係る経費支援) 30,000円/回(ただし、30,000円を上限とする実費弁償)</p> <p>2 不備事項 実費が契約単価を下回ったものの、債権者が誤って契約単価(上限)での請求を行った以下の7回分について、支出命令者による支出の命令及び出納員による支出負担行為の確認の双方において見過ごされた結果、過払いが生じていた。</p> <table border="1" data-bbox="397 1100 1362 1745"> <thead> <tr> <th>請求月(実施月)</th> <th>契約単価</th> <th>回数</th> <th>誤(既支出額)</th> <th>正(本来支払うべき額)</th> <th>過払額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年7月分(同年7月)</td> <td>(2)</td> <td>1回</td> <td>32,400円</td> <td>32,297円</td> <td>103円</td> </tr> <tr> <td>令和元年11月分(同年8月)</td> <td>(1)</td> <td>1回</td> <td>108,000円</td> <td>107,879円</td> <td>121円</td> </tr> <tr> <td>令和元年12月分(同年7月、8月)</td> <td>(1)</td> <td>3回</td> <td>324,000円</td> <td>310,249円</td> <td>13,751円</td> </tr> <tr> <td>令和2年1月分(令和元年10月)</td> <td>(1)</td> <td>1回</td> <td>110,000円</td> <td>109,269円</td> <td>731円</td> </tr> <tr> <td>令和2年2月分(令和元年11月分)</td> <td>(1)</td> <td>1回</td> <td>110,000円</td> <td>109,762円</td> <td>238円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>7回</td> <td>684,400円</td> <td>669,456円</td> <td>14,944円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記の金額には、消費税額及び地方消費税額を含む。</p>	請求月(実施月)	契約単価	回数	誤(既支出額)	正(本来支払うべき額)	過払額	令和元年7月分(同年7月)	(2)	1回	32,400円	32,297円	103円	令和元年11月分(同年8月)	(1)	1回	108,000円	107,879円	121円	令和元年12月分(同年7月、8月)	(1)	3回	324,000円	310,249円	13,751円	令和2年1月分(令和元年10月)	(1)	1回	110,000円	109,269円	731円	令和2年2月分(令和元年11月分)	(1)	1回	110,000円	109,762円	238円	合計		7回	684,400円	669,456円	14,944円	<p>過払いとなっている金額について、直ちに是正措置を講じられたい。また、検出事項について原因を確認し、支出命令者及び出納員の役割の再認識、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【地方自治法】 第171条 会計管理者の事務を補助させるため出納員その他の会計職員を置く。(以下略) (支出の方法) 第232条の4 会計管理者は、普通地方公共団体の長の政令で定めるところによる命令がなければ、支出をすることができない。 2 会計管理者は、前項の命令を受けた場合においても、当該支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ、支出をすることができない。</p> <p>【大阪府財務規則】 (支出の命令) 第40条 支出命令者は、支出負担行為に伴う支出をしようとするときは、法令その他の規定に違反していないか、予算の目的に違反していないか、配当を受けた金額を超過することがないか、年度、会計、科目、所属及び金額を誤っていないか、債権者のためにする支出で、かつ、必要な経費であるか、関係書類は完備しているか等を調査し、支出命令何書(様式第30号)を作成の上決定し、第99条の規定により支出負担行為の確認に関する事務を委任された出納員に対して支出の命令をしなければならない。</p> <p>【会計事務の手引】 第4章第3節 3 支出命令(支出命令審査)の留意点 2金額に違算は、ありませんか。 (2)請求金額に誤りは、あ りませんか。 ・金額の算出に誤りは ないか、契約金額との合否、 計算の正否について確認 します。</p>	<p>過払い金14,944円は、令和3年1月14日付けで受託者より返納済みである。</p> <p>過払いとなった原因としては、受託者が府への請求に当たって、契約単価を上限とする実費を支払う契約となっていたにもかかわらず、契約上の支払上限額の定額払いと誤認したまま請求書を作成・提出し、府において、受領した請求内容の確認の際に、別途提出された経費支出精算書の精算額との齟齬を見落としたまま、支出命令及び支出負担行為の確認を行ったことにある。</p> <p>再発防止のため、業務担当者、支出命令者及び出納員は、契約内容を再確認し、それに係る添付資料と支出命令を照合するとともに、業務担当者以外に、契約内容や適正な会計処理についてチェックを行う「会計チェック担当者」(総務担当総括主査)を設置し、チェック体制を強化した。</p>
請求月(実施月)	契約単価	回数	誤(既支出額)	正(本来支払うべき額)	過払額																																								
令和元年7月分(同年7月)	(2)	1回	32,400円	32,297円	103円																																								
令和元年11月分(同年8月)	(1)	1回	108,000円	107,879円	121円																																								
令和元年12月分(同年7月、8月)	(1)	3回	324,000円	310,249円	13,751円																																								
令和2年1月分(令和元年10月)	(1)	1回	110,000円	109,269円	731円																																								
令和2年2月分(令和元年11月分)	(1)	1回	110,000円	109,762円	238円																																								
合計		7回	684,400円	669,456円	14,944円																																								

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和2年10月30日)